

虐待防止のための指針

令和7年10月1日
社会福祉法人 和光福祉会

1、施設における虐待防止に関する基本的考え方

本法人及び事業所は、利用者又は入所者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切なケアを一切行わないことにする。また、虐待の発生防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】＊詳細別表参照

- (1) 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること
- (2) 介護放棄
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、虐待行為の放置など職務上の義務を著しく怠ること
- (3) 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること・高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- (5) 経済的虐待
利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること

2、虐待防止検討委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次の通り虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

- (1) 虐待防止検討委員会
 - ① 委員会の委員長は理事長とする。
 - ② 委員会の委員は、主任以上とする。
 - ③ 各虐待防止検討委員会は、自身の管轄する介護保険事業所において、虐待防止検討事業所委員会を組織し、虐待防止検討委員会で審議された内容に基づいた虐待防止検討事業所委員会が開催されるよう図る。
 - ④ 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。また虐待等が発生した場合、委員が委員会を招集することができる。

- ⑤ 必要に応じて法人監事、苦情等解決委員等を委員会に招聘し、助言等を得ることとする。
- ⑥ 委員会の審議事項等
 - ・虐待防止検討委員会及び虐待防止検討事業所委員会又はその他施設等の組織に関すること
 - ・虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること
 - ・虐待防止のための職員の研修の内容に関すること
 - ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
 - ・職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策に関すること
 - ・その防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 虐待防止検討事業所委員会

- ① 委員長は、特別養護老人ホーム和光苑においては苑長とし、介護老人保健施設ナーシングホーム和光においては施設長、ケアハウス桜の里においては管理者とし、虐待防止検討事業所委員会の担当・責任者とする。
- ② 各事業所委員会の委員は、委員長が決定する。
- ③ 各施設において、事業所委員会の責務・役割を明確にし、事業所ごとの虐待防止検討事業所委員名簿を毎年度初めに作成するものとする。(別紙)
- ④ 委員会は、年2回以上、委員長が必要と認めたときに開催する。
- ⑤ 委員会では、虐待防止検討委員会で審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

3、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は事業所の運営規定に定め、定期的に年2回以上を行うとともに、新規職員採用時には必ず虐待の防止のための研修を行い、これらの研修の実施内容については記録に残すものとする。

4、虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) ・虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。

- ・緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (2) 事業所責任者は虐待の実施、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。
- (3) 事業所責任者は虐待防止検討委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (4) 虐待防止検討委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査又は再検討を事業所責任者に指示する。
- (5) 虐待について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに虐待防止検討委員会が主導して対応する。
- (6) 虐待が発生した場合は、虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じ迅速に市へ通報する。市の調査が行われる場合は、事業所責任者が対応する。
- (7) 虐待を行った職員については、事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求めても改善されない場合または重大性がある場合は就業規則に基づき適切な処分を行う。

5、虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や事業所責任者への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、事業所責任者及び市に第一報として報告を行うとともに、事業所責任者は本人・家族に誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝えることとする。
- (3) 事業所責任者は、虐待防止検討委員会で承認された、虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を本人・家族及び市に報告する。

6、成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

7、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

法人施設・事業所は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意を持って対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族に伝えるものとする。

8、利用者又は入所者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、利用者・家族・職員に閲覧できるよう事業所に据え置き、掲示するものとする。

9、その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

別表

厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待累計（例）

区分	具体的な例
(1) 身体的虐待	<p>①暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかってこぼせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>②本人の利益にならない強制にとる行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等に抑えつける ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
(2) 介護・世話の放棄・放任	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる）に長時間置かせる。 など <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療薬を食べさせない。 など
区分	具体的な例
	<p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコールを使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器があっても使用させない。 など <p>④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
(3) 心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。 など <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排泄介助の際「臭い」「汚い」などと言う。 ・子供扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など

	<p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑥心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えて欲しいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど外部との連絡を遮断する。
区分	具体的な例
	<ul style="list-style-type: none"> ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
(4) 性的虐待防止	<p>○本人との間で合点が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、オムツ交換をしたりする。またその場面を見させないための配慮をしない。 など
	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。

	・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など
--	--

*身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

(東京高裁判決：昭和 25 年 6 月 10 日)